

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員 小 野 雅 弘

同 大 賀 一 慶

同 関 谷 博

同 亀 田 博

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の範囲

- (1) 指定管理者の指定手続等に係る事務の執行状況
- (2) 平成 30 年度の指定管理者による施設の管理、出納事務
- (3) 平成 30 年度の施設の事業実績
- (4) 令和元年 8 月末までの指定管理者による施設の管理、出納事務
- (5) 令和元年 8 月末までの施設の事業実績
- (6) 所管課における指定管理者への指導及び監督状況

3 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかを主眼をおき、指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

4 監査の期間

令和元年10月1日から令和元年11月29日まで

5 監査の結果

対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務において、対象とした施設については、「6 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

サングリーン菊川、下関市菊川温泉プール、下関市きくがわ温泉華陽、菊川老人憩の家について	
[指摘事項]	(1) 菊川老人憩の家（以下「憩の家」という。）及び下関市きくがわ温泉華陽（以下「華陽」という。）では、機械警備業務を施設ごとに委託契約しているが、平成30年度の憩の家に係る収支（予算対比正味財産増減計算書）に委託費の執行額が計上されておらず、加えて当初から予算措置もなかった。確認したところ、憩の家に係る機械警備業務の委託費は華陽に計上されており、両施設の事業費用が適正なものとなっていなかった。また、委託費は華陽の固有口座から年間分が支出されていた。指定管理者は必要な予算を措置し、適正に事務処理されたい。また、所管課は第三者委託の状況及び毎月の収支報告等から経理状況を適切に把握されたい。
[指摘事項]	(2) サングリーン菊川では、つり銭準備金の現金有高を確認していない日や有高が準備した額よりも少ない日があり、また、確認者の記載がないなど、同準備金の管理が適切でなかった。指定管理者はつり銭準備金を適切に管理されたい。
[指摘事項]	(3) 華陽では施設の使用に係る回数券を発行し、利用料金収入としているが、当該回数券販売に係る利用料金の市長への承認申請を行っていない。適切に手続されたい。また、所管課においては、毎月の収支報告等から収入状況を把握し、指定管理者を適切に指導されたい。
[意見]	(1) 指定管理者は、出納の適切な管理と経理の明確化を目的とする基本協定書第37条の原則に従い、全ての指定管理施設において固有口座を開設し、同条の規定を厳密に運用しているが、それに伴い同一業者との同種の業務契約を施設ごとに締結したり、固有口座の管理のために各固有口座間で資金移動を行うなどの形式的な事務処理が生じており、指定管理者の事務負担が過重になっていないか懸念された。

	<p>指定管理者は、所管課と協議し、効率的効果的な経理の明確化と出納管理の方法を検討されたい。また、同一内容の業務は一括契約することで、契約事務の軽減やスケールメリットによるコスト削減が期待できるものと思料するので併せて検討されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(2) 市は、本件指定管理施設（憩の家を除く。）が利用する温泉の配水用ポンプに係る電気代の実費弁償分の徴収において、使用した湯量に応じた電気代を徴収している。ただし、その請求の根拠となる契約等の書面が存在せず、「過去の協議」に基づき調定しており、請求根拠が不明確であった。現状では、未納の他不測の事態になった場合の対応に支障が生じかねないため、契約書等の合意文書により明文化する方法を検討されたい。</p>
<p>下関市夜間急病診療所について</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市夜間急病診療所に係る使用料及び手数料の徴収事務並びに過誤納金支出事務の委託契約書第7条第1項の規定に基づき、指定管理者は、夜間急病診療所使用料に係る過誤納金の支出事務を行っているが、過誤納金を支払う際に、同条第4項の規定に基づく債権者からの領収書の徴取を行わず、以前に渡した夜間急病診療所使用料の領収書（例：保険証未提示による全額自己負担）を回収し、当該領収書に記載した領収額を減額（例：保険証を確認して3割負担に減額）し、差額を返金した旨を記載した領収書を渡すという処理をしていた。適正に過誤納金の支出事務を行われたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 下関市夜間急病診療所の管理運営に関する基本協定書に規定される以下の事項が履行されていなかった。同協定書に規定する業務を適正に執行されたい。</p> <p>ア 指定管理者は、従業員の配置及び医療法第10条に規定する管理者を事前に市に報告しておらず、管理者の変更についても事前に市に通知していなかった。また、所管課はこれを見過ごしていた。</p> <p>イ 指定管理者及び所管課は、緊急時連絡体制を整備していなかった。</p> <p>ウ 指定管理者及び所管課は、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置しておらず、会議を開催していなかった。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>下関市林業総合センターについて</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上

監 査 対 象 一 覧 表

指定管理施設名	指定管理者名 所管部局所課	監査期間
サングリーン菊川 下関市菊川温泉プール 下関市きくがわ温泉華陽 菊川老人憩の家	一般財団法人 下関市公営施設管理公社	令和元年 10月1日 ～ 11月29日
	菊川総合支所 地域政策課 市民生活課	
下関市夜間急病診療所	一般社団法人 下関市医師会	
	保健部 地域医療課	
下関市林業総合センター	山口県西部森林組合	
	豊田総合支所 建設農林課	